

市・県民税の申告相談が 2月18日(月)から始まります

市・県民税の申告相談を、2月18日(月)
～3月15日(金)の期間で行います。申告
が必要となる人は、期間内に忘れずに
申告してください。

申告相談の日程は広報しようばら1
月号に掲載していますので、「ご確認のう
え、必ず受付時間内にお越しください。

問い合わせ

税務課市民税係

☎ 0824-73-1146

または各支所市民生活係

**広報しようばらはホームページ
からもご覧いただけます**

広報しようばら1月号

[申告相談の日程]

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/koho/pr/files/koho166_06-09.pdf



申告では使ません。
※医療費控除に関する詳しいことは、国
税庁ホームページをご覧ください。
※国民健康保険・後期高齢者医療制度
加入の方は、18ページをご覧ください。

または各支所市民生活係
の名称、⑤被保険者などが支払った医
療費の額、⑥保険者などの名称
(①～⑥のうち、一つでも欠けていると
申告では使ません。
※農業所得の申告をする人で、「収支
内訳書」または「月別集計表」を作成
している人、また、医療費控除を受
ける人で明細書を作成していない人は、
申告相談の時間短縮のため、会場でご
本人に作成していただきことになります。
あらかじめ、ご了承ください。
※土地・建物や株式などの譲渡、先物

医療費控除についての重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、領収書
の提出の代わりに、「**医療費控除の明細
書**」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存
する必要があります。(税務署から求め
られたときは、提示または提出しなけ
ればなりません。)

また、**医療保険者**から交付を受けた
(健康保険組合など)が発行

する「医療費のお知らせ」を添付する
と、明細の記入を省略できますが、次
の6項目が記載されている必要があります。
ます。①被保険者などの氏名、②療養
を受けた年月、③療養を受けた者、④
療養を受けた病院・診療所・薬局など
の名称、⑤被保険者などが支払った医
療費の額、⑥保険者などの名称
(①～⑥のうち、一つでも欠けていると
申告では使ません。

受けた人は、健康の保持増進および疾
病の予防への取り組みを明らかにする
書類(予防接種の領収書や健康診断の
結果通知など)の添付または提示が必
要です。

なお、セルフメディケーション税制を
所に用意しています。国税庁ホームページ
からもダウンロードできます。

受ける人は、健康の保持増進および疾
病の予防への取り組みを明らかにする
書類(予防接種の領収書や健康診断の
結果通知など)の添付または提示が必
要です。

申告相談する際のお願い

①農業所得の申告をする人は、必ず「収
支内訳書」または「月別集計表」を作
成して、当日持参してください。

②医療費控除を受ける人は、医療費控
除明細書またはセルフメディケーション
税制の明細書を作成して、当日持参し
てください。(様式は、市役所本庁・支

取引・山林所得、住宅借入金等特別控
除(1年目) 平成30年7月豪雨災害に
伴う雑損控除、農業(事業)用資産が
被害を受けて発生した損失のある人は、
庄原税務署へ直接ご相談ください。

マイナンバーの確認と 本人確認にご協力ください

申告書などにはマイナン
バー(個人番号)が法定記載
事項であるため、「マイナン
バー(個人番号)の確認」と「本
人確認」を実施します。

申告相談へお越しになると
きは、申告する方全員分の「通
知カード」と「本人確認書類」
または「マイナンバーカード」
(個人番号カード)を忘れず
に持参してください。(郵送で
提出の場合も写しの添付が必
要です。)

